

産業建設委員会

期日：平成 29 年 12 月 13 日(水)午前 10 時
場所：第 1 委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1) 議案第 107 号

「市営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第 108 号

「飯田市営住宅分譲条例及び飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について」

(3) 議案第 109 号

「飯田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

(4) 議案第 110 号

「飯田市土地利用調整条例の一部を改正する条例の制定について」

(5) 議案第 111 号

「飯田市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」

(6) 議案第 112 号

「飯田市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について」

(7) 議案第 114 号

「損害賠償の額を定めることについて」

(8) 議案第 117 号

「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 6 号）案」のうち当委員会付託分

【付託表 1】

【※補足説明資料あり】

(9) 議案第 120 号

「平成 29 年度飯田市水道事業会計補正予算（第 2 号）案」

(10) 議案第 121 号

「平成 29 年度飯田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案」

(11) 議案第 125 号
「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 7 号）案」のうち当委員会付託分
【付託表 2】

(12) 議案第 128 号
「平成 29 年度飯田市水道事業会計補正予算（第 3 号）案」

(13) 議案第 129 号
「平成 29 年度飯田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）案」

5 請願・陳情審査

(1) 29 陳情第 2-2 号（新規）

資料 No. 1

ア 要旨

市に対し、鼎小学校西側プールに面した道路について、自動車の待避所を設置願いたい。また、この道は児童の通学路でもあり、安全を考慮して緑色に識別した歩行者レーンを設置願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市鼎中平 2760 番地 5 木下 進 氏

6 閉会中の継続審査の申し出について

資料 No. 2

7 閉 会

議案第117号 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案
付託表

【産業建設委員会】

1 歳入

| 款 | 項 | 目 | 議案頁 |
|----------|----------|-------------|-----|
| 13 国庫支出金 | 2 国庫補助金 | 8 土木費国庫補助金 | 12 |
| 19 諸収入 | 4 受託事業収入 | 8 土木費受託事業収入 | 14 |

2 歳出

| 款 | 項 | 目 | 議案頁 |
|----------|---------------|------------------|-----|
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 2 農業総務費 | 22 |
| | | 4 農業振興費 | 24 |
| | 2 林業費 | 2 林業振興費 | 24 |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 4 観光費 | 24 |
| | | 5 工業振興費 | 24 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 3 道路新設改良費 | 26 |
| | | 4 橋りょう維持費 | 26 |
| | 4 都市計画費 | 3 街路事業費 | 28 |
| | | 5 公園費 | 28 |
| 11 災害復旧費 | 1 農林水産施設災害復旧費 | 10 農林単独災害復旧事業費 | 30 |
| | 2 公共土木施設災害復旧費 | 10 土木施設単独災害復旧事業費 | 32 |

3 債務負担行為補正

議案第125号 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
付託表

【産業建設委員会】

1 歳入

なし

2 歳出

| 款 | 項 | 目 | 議案頁 |
|----------|-----------|-------------|---------|
| 5 労働費 | 1 労働諸費 | 1 労働諸費 | 20 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 2 農業総務費 | 22 |
| | | 7 農地費 | 22 |
| | | 9 国土調査事業費 | 22 |
| | 2 林業費 | 1 林業総務費 | 22 |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 1 商工総務費 | 24 |
| 8 土木費 | 1 土木管理費 | 1 土木総務費 | 24 |
| | | 1 道路橋りょう総務費 | 24 |
| | 2 道路橋りょう費 | 3 道路新設改良費 | 24 |
| | | 3 河川費 | 3 河川改修費 |
| | 4 都市計画費 | 5 公園費 | 26 |
| | 5 住宅費 | 1 住宅管理費 | 26 |
| | | 2 建築指導費 | 26 |
| | | 3 住宅建設費 | 26 |



道路整備等に関する陳情書

平成29年11月9日

飯田市議会議長

清水 勇 様

陳情者 飯田市鼎中平2760番地6

木下



0265-52-1271

陳情の趣旨

1. 鼎小学校西側に位置する道路の改修等に関して、現在の市道に待避所として、現在の市道に自動車の待避ができる場所を設置して頂きたい。また、この道路は児童の通学路になっていることから、児童の安全を考慮して道路の東側（プール側）に歩行者専用レーンとして、緑色にて識別した部分を通学部分として設置して頂きたい。
2. 上記による道路改修に併せて、小学校プールの改修も行っていただくことで、児童が安心して体育の時間を過ごすことが出来るようにして頂きたい。

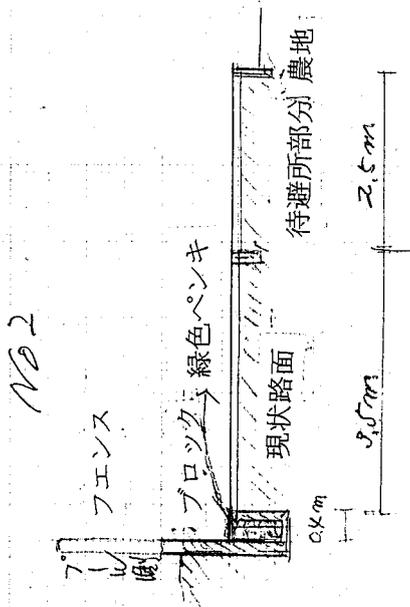
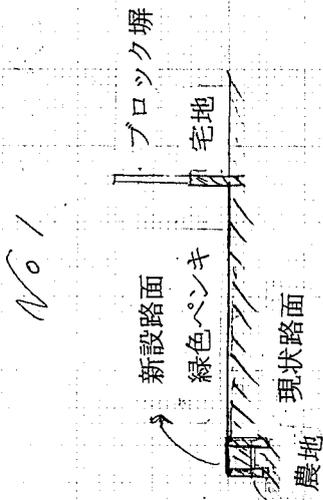
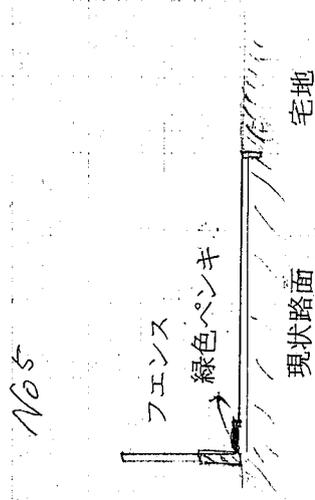
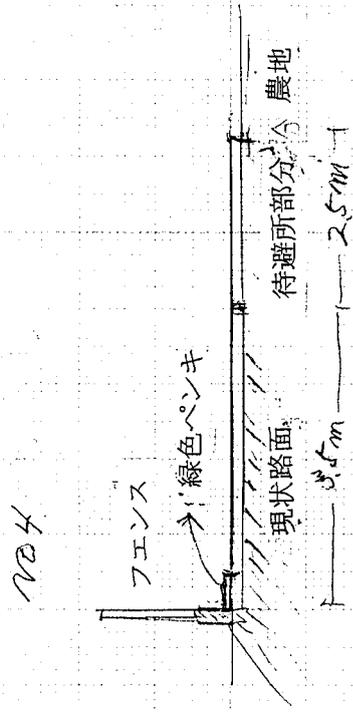
陳情の位置

鼎中平2451番地の7から鼎中平2499番地の1までの間の、道路東側と西側に係る道路の両サイドにおける整備。

陳情の理由

- (1) 当該地域は中平区、上山区に接続し鼎地区の中心部に位置することから、昭和50年代後半から住宅の建設がなされて来て、今後もこの傾向は続くと思われ。私がこの地に住宅を建設した昭和57年と当時から比較すると、4～5倍の住宅が建設されてきて、道路事情は建築許可を得るための道路幅は確保されているものの、既存道路に至っては通行量は増えたにも関わらず、拡幅等はされていない、車の待避等については、私有地も使わせられているのが現状であります。
- (2) この道路は、中平の西部地区、上茶屋地区、上山の下段地区、及び切石地区の松川沿いの児童約150人が、通学路として使用している。よって、この部分の一部幅40センチ程度を、緑色のペンキ塗りにより、歩行者専用レーンとすれば、児童等の安全が確保できることとなる。
- (3) 上記の道路改修に合わせて、小学校プールの外壁の基礎部分の補修と、金網フェンスに換えて合成樹脂製による遮断壁を設けて、児童が安心して授業が受けられるように、改善をする必要があるものと考えます。
- (4) 少子高齢化社会を迎えた現在において、定住自立圏構想からしても、その地域の住民が安心して暮らせる環境づくりが必要であることから、小学校の西部地区における住宅状況等をご研鑽いただきながら、より経費が少なく実施することも考えて、また、環境の変化についても極力抑止しながら、以上のとおり陳情をさせていただきましたので、鋭意ご検討をいただきますようお願い申し上げます。

道路横断面略図



No. 3

フェンス 基礎の破損状況

平成 29 年 12 月 13 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
産業建設委員会

閉会中の継続調査の申出書（案）

本委員会は、飯田市議会委員会条例（昭和 44 年条例第 30 号）第 2 条に規定する所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年飯田市議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事項
飯田市農業振興ビジョンについて
- 2 目的及び方法
現在策定が進められている「飯田市農業振興ビジョン」に関し、関係団体等との意見交換などの調査・研究を行い、必要に応じ提言を行うため
- 3 期間
調査終了まで